

## 令和 5 年度社会教育関係団体への補助金交付に関する意見聴取について

### 1. 趣旨

社会教育法第 13 条において、地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）に意見を聴いて行わなければならないとされています。

社会教育関係団体に対する補助金について、補助の目的や補助事業等を明らかにし、補助の目的はあくまでも団体による社会教育活動の支援にあり、団体を支配したり事業の内容に干渉したりするものではないことを確認していただくことが意見聴取の趣旨です。

### 2. 法令根拠

#### ・社会教育法

（国及び地方公共団体との関係）

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

#### ・各団体の補助金交付要綱

別添資料のとおり

令和5年度白井市社会教育関係団体補助金について

	補助金件名	団体名	補助金予算額 (円)	会員数等		活動状況（主な事業等）
1	白井市小中学校PTA連絡協議会 活動事業補助金	白井市 小中学校PTA連絡協議会	0	単位PTA数	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎外指導事業の実施</li> <li>・地域環境浄化事業の実施</li> <li>・青少年教育、家庭教育に係る研修・啓発活動の実施</li> </ul>
				会員数	4,959	
2	白井市青少年相談員連絡協議会 活動事業補助金	白井市 青少年相談員連絡協議会	580,000	委嘱人数	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市連協主催事業の開催（小学生以上を対象とした宿泊事業の開催等）</li> <li>・各地区活動毎の活動（通学合宿やナイトウォークのイベント開催等）</li> </ul>
				地区活動数	9	
3	白井市文化団体協議会補助金	白井市文化団体協議会	1,100,000	団体数	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催事業（市民に広く文化芸術を普及・啓蒙する催し）の開催</li> <li>・アウトリーチの実施</li> <li>・広報紙などでの情報発信</li> <li>・市民文化祭実行委員会組織支援</li> </ul>
				会員数	503	
4	白井市スポーツ少年団補助金	白井市スポーツ少年団	330,000	団体数	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春季・秋季交流大会の実施</li> <li>・卒団式・卒団駅伝大会の実施</li> <li>・市事業への協力</li> </ul>
				会員数	369	
5	白井市体育協会補助金	白井市体育協会	3,630,000	専門部数	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各専門部による市民大会、ジュニア育成、招聘大会、審判講習会など</li> <li>・印旛郡市民大会、印旛駅伝への選手派遣</li> <li>・千葉県民体育大会への選手派遣</li> <li>・梨マラソン大会等への協力</li> </ul>
				会員数	2,612	
6	白井市スポーツ推進委員協議会 活動事業補助金	白井市 スポーツ推進委員協議会	270,000	委嘱人数	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域におけるスポーツ組織活動の育成推進</li> <li>・スポーツレクリエーション活動の実施</li> <li>・スポーツ推進委員資質向上のための研修の実施</li> </ul>

令和4年度白井市社会教育関係団体補助金について（実績等）

	補助金件名	団体名	令和5年度	令和4年度		令和3年度			市予算額が前年度と変更になった理由や請求がなかったことなどの理由
			市予算額	市予算額	団体からの請求額	市予算額	請求額	決算	
1	白井市小中学校PTA連絡協議会 活動事業補助金	白井市 小中学校PTA連絡協議会	0	0	0	0	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響により、市P連事業の開催が中止となり、繰越金が見込まれるため
2	白井市青少年相談員連絡協議会 活動事業補助金	白井市 青少年相談員連絡協議会	580,000	580,000	580,000	580,000	580,000	162,263	
3	白井市文化団体協議会補助金	白井市文化団体協議会	1,100,000	1,100,000	811,000	1,100,000	611,000	133,098	
4	白井市スポーツ少年団補助金	白井市スポーツ少年団	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	
5	白井市体育協会補助金	白井市体育協会	3,630,000	3,630,000	3,630,000	3,630,000	3,630,000	1,522,121	
6	白井市スポーツ推進委員協議会 活動事業補助金	白井市 スポーツ推進委員協議会	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	54,119	

白井市小中学校PTA連絡協議会活動事業補助金交付要綱

所管課	生涯学習課
-----	-------

1 補助金の名称

小中学校PTA連絡協議会活動事業補助金

2 補助金交付の目的

青少年の安全確保及び健全育成を図るため。

3 用語の定義

「白井市小中学校PTA連絡協議会」とは、各小・中学校PTA役員並びに各学校長及び教頭で構成される団体組織をいう。

4 補助対象

白井市小中学校PTA連絡協議会

5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙に定める経費

6 補助額（率）

別紙に定める補助率

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

不明

9 補助金の終期

平成35年3月31日

10 改正履歴

--

別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率
①校舎外指導事業 ②地域環境浄化事業 ③青少年教育、家庭教育に係る研修・啓発事業	左記補助対象事業の実施に要する経費。ただし、補助対象事業の実施に要する経費のうち、下記の経費を除いた額とする。	補助対象経費の2分の1以内の額とする。この場合において、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。補助金の額は10万円を限度とする。

補助対象外経費		
1	食糧費	茶菓代 1人当たり180円を超える額
	屋食代等	1人当たり600円を超える額
2	反省会等に係る懇親会費	
3	団体構成員に対する報酬、謝礼等件費	
4	交際費	
5	慶弔費	
6	視察研修に係る宿泊費	
7	視察研修に係る現地活動費で次の積算による額を超える額 宿泊を伴う場合 1人2,600円	
8	協賛者接待費	

白井市青少年相談員連絡協議会活動事業補助金交付要綱

所管課	生涯学習課
-----	-------

1 補助金の名称

青少年相談員連絡協議会活動事業補助金

2 補助金交付の目的

白井市の青少年の健全育成に資するため。

3 用語の定義

「白井市青少年相談員連絡協議会」とは、白井市の青少年の健全育成に資するため、千葉県及び市の委嘱を受けた白井市青少年相談員が相互の連絡調整及び青少年の健全育成に資する事業を展開するための組織をいう。

4 補助対象

白井市青少年相談員連絡協議会

5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙に定める経費

6 補助額（率）

別紙に定める補助率

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

昭和42年頃

9 補助金の終期

平成35年3月31日

10 改正履歴

--

別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率
①白井市青少年相談員連絡協議会が行う青少年健全育成事業 ②白井市青少年相談員の資質向上のための研修事業 ③白井市青少年相談員連絡協議会が行う連絡調整会議 ④千葉県・印旛郡市・印西地区等において開催される会議及び青少年の健全育成に資する事業への参加	左記補助対象事業の実施に要する経費。 ただし、補助対象事業の実施に要する経費のうち、下記の経費を除いた額とする。	10/10 補助金の額は58万円を限度とする。

補助対象外経費		
1 食糧費	茶菓代	1人当たり180円を超える額
	屋敷代等	1人当たり600円を超える額
2	反省会等に係る懇親会費	
3	団体構成員に対する報酬、謝礼等件費	
4	交際費	
5	慶弔費	
6	視察研修に係る宿泊費	
7	視察研修に係る現地活動費で次の積算による額を超える額	
	宿泊を伴う場合	1人2,600円
8	協賛者接待費	

白井市立春式事業補助金交付要綱

所管課	生涯学習課
-----	-------

1 補助金の名称

立春式事業補助金

2 補助金交付の目的

立春式事業は市内に在学する2年生を対象とし、社会の一員としての自覚や将来に対する夢を育む（自覚・立志・健康）ことを目標に、式典をはじめとする各種事業を実施することにより、青少年の健全育成を図るため。

3 用語の定義

「立春式事業」とは、市内中学校に在学する2年生を対象に「立志・自覚・健康」の目標達成に向けて行う体験学習や記念式典などの事業をいう。  
「立春式実行委員会」とは、白井市立各中学校長及び担当者で構成し、各中学校間の連携を図り立春式事業を企画運営する団体組織をいう。

4 補助対象

白井市立春式実行委員会

5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙に定める経費

6 補助額（率）

別紙に定める補助率

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

昭和39年頃

9 補助金の終期

平成35年3月31日

10 改正履歴

--

別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率
①立春式式典事業 ②各種体験事業（自然体験、職業体験、ボランティア体験など） ③記念文集編集事業	左記補助対象事業の実施に要する経費。 ただし、補助対象事業の実施に要する経費のうち、下記の経費を除いた額とする。	10/10 補助金の額は、次の算定基準により算出額の合計額を限度とする。 (1) 中学校数×7万円 (2) 中学校2年生生徒数×600円

補助対象外経費		
1	食糧費	茶菓代 1人当たり180円を超える額
		屋敷代等 1人当たり600円を超える額
2	反省会等に係る懇親会費	
3	団体構成員に対する報酬、謝礼等件費	
4	交際費	
5	慶弔費	
6	視察研修に係る宿泊費	
7	視察研修に係る現地活動費で次の積算による額を超える額	
	宿泊を伴う場合 1人2,600円	
8	協賛者接待費	

白井市文化団体協議会補助金交付要綱

所管課	生涯学習課
-----	-------

1 補助金の名称

文化団体協議会補助金

2 補助金交付の目的

市民の自主的な文化芸術活動の創造と発展による地域文化振興を図るため。

3 補助対象

白井市文化団体協議会

4 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙に定める経費

5 補助額（率）

110万円を限度とする。

6 予算の範囲

当初予算の範囲内

7 施行日

平成26年4月1日

8 補助金の終期

平成35年3月31日

9 改正履歴

--

別紙

補助対象事業	補助対象経費	内容
①文化団体協議会の運営	保険料	役員損害賠償保険料、派遣に伴う傷害保険等
②市民に文化芸術の普及及び啓蒙を図るための講演会等の開催事業	報償費	講師謝礼等
	旅費	派遣交通費等
③ワークショップその他を取り入れ、広く市民に参加の機会を与える事業	消耗品費	補助対象事業等に必要の消耗品購入費
④学校、福祉施設その他の施設へのアウトリーチ又は指導者派遣等の事業	需用費	コピー代、ポスター、プログラム・パンフレット、チラシ、図録等の印刷製本費（無料配布する場合）、食糧費等
⑤青少年又は弱者を対象とする事業	役員費	クリーニング代、ピアノ調律等の手数料等
⑥会報等の発行による情報提供事業	委託費	会場設営、展示工作、撤去、公演、舞台監督、照明、音響技術者、新聞折込等の委託料
⑦伝統文化の継承者、新たな文化の担い手又は文化を支える人材を育成する事業	使用料及び賃借料	著作権使用料、楽器、機器、器具等、作品等の借上料、駐車料等
⑧その他市長が必要と認めるもの	通信運搬費	郵便料等
	備品購入費	2万円以上の物品購入費
	負担金	県芸術文化団体協議会負担金等
	その他	市長が必要と認めるもの

ただし、次の経費については、補助対象外経費とする。

- ①交際費及び慶弔費
- ②貸付金、寄付金及び出資金
- ③会員に対する食糧費
- ④会員に対する報酬、謝礼等
- ⑤会員の親睦に要する経費
- ⑥他の制度等により補助を受ける経費
- ⑦その他市長が適当でないと認める経費

## 白井市スポーツ少年団補助金交付要綱

所管課	生涯学習課
-----	-------

1 補助金の名称

スポーツ少年団補助金

2 補助金交付の目的

スポーツ活動を通じ青少年の心身の健全育成を図るため。

3 用語の定義

「白井市スポーツ少年団」とは、白井市の少年少女及び指導者から成る各種スポーツ団体で構成する団体組織をいう。

4 補助対象

①白井市スポーツ少年団会員登録、指導者登録をしている者であること。  
②白井市の少年少女及び指導者から成る各種スポーツ団体で構成する団体組織であること。

5 補助対象経費

別紙に定める経費

6 補助額（率）

別紙に定める額とし、33万円を限度とする。

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

平成13年4月1日

9 補助金の終期

平成35年3月31日

10 改正履歴

### 別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率
春季交流大会	報償費	2分の1
秋季交流大会	報償費	2分の1
学年末駅伝大会 卒団式	報償費	2分の1
表彰	報償費	2分の1
専門部大会	報償費	2分の1
郡交流大会負担金	負担金	2分の1
郡市連絡協議会負担金	負担金	2分の1
登録負担金	負担金	2分の1
研修費	交通費	2分の1
郡交流大会弁当代	食糧費	2分の1

白井市体育協会補助金交付要綱

所管課	生涯学習課
-----	-------

1 補助金の名称

体育協会補助金

2 補助金交付の目的

スポーツの振興及び普及発展を図るため。

3 用語の定義

「白井市体育協会」とは、市内の各運動種目を代表する競技団体及びにスポーツ団体で構成され、これら団体を統括し、代表する団体をいう。

4 補助対象

別紙に定める事業

5 補助対象経費

別表に定める経費

〔補助対象外経費〕

別表に定める経費

6 補助額（率）

363万円を限度とする。

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

昭和46年度会発足

9 補助金の終期

平成35年3月31日

10 改正履歴

--

別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率
①協会運営事業	①体育協会組織運営に要する経費 *事務費・会議費・負担金・備品費 ただし、諸手当・慶弔費を除く。 *指導者の育成活用及び役員研修費	①総務費
②スポーツの普及振興事業	②スポーツの普及振興に要する経費 *総合体育大会（開会式・市民スポーツ大会） *各種競技大会・教室・講習会 ただし、保険・賞品代など受益者負担とする。 *広報活動費	②事業費
③加盟団体育成及び活動支援事業	③加盟団体の育成及び活動支援に要する経費 *事務費・会議費・負担金 *各種競技大会及び選手育成事業 ただし、団体内の交流試合・親睦大会を除く。 *対外試合（県大会以上）・招聘大会	③助成費
④選手強化及び派遣事業	④市代表選手及び役員の負担軽減を図るため強化及び派遣に要する経費 *印旛郡市民体育大会 *印旛郡市駅伝競走大会	④派遣費

白井市スポーツ推進委員協議会活動事業補助金交付要綱

所管課	生涯学習課
-----	-------

1 補助金の名称

スポーツ推進委員協議会活動事業補助金

2 補助金交付の目的

市民の健康体力保持増進及び地域スポーツレクリエーション活動の向上と充実を図るため。

3 用語の定義

「白井市スポーツ推進委員協議会」とは、白井市教育委員会から任命された白井市スポーツ推進委員で構成する団体をいう。

4 補助対象

- ①白井市スポーツ推進委員協議会の運営による経費であること。
- ②白井市スポーツ推進委員協議会が主催する事業運営に要する経費であること。
- ③国、千葉県、印旛郡市スポーツ推進委員関連事業及び研修に要する経費であること。
- ④その他市長が必要と認めた経費であること。

5 補助対象経費

別紙に定める経費

6 補助額（率）

27万円を限度とする。

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

平成13年4月1日

9 補助金の終期

平成35年3月31日

10 改正履歴

別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率
1 白井市スポーツ推進委員協議会運営事業	白井市スポーツ推進委員協議会運営に要する経費【総務費】負担金、消耗品費、食糧費、役務費	10/10
2 スポーツ振興事業	①主催事業運営に要する経費 ②国、千葉県、印旛郡市スポーツ推進委員関連事業及び研修に要する経費【事業費】報償費、旅費、消耗品費、食糧費、役務費	10/10
3 その他市長が必要と認めた事業	その他市長が必要と認めた経費	